第二十七条の十四第二号中「（新幹線鉄道大規模改修準備金）」の下に「、第二十一条の八第五号（使用済燃料再処理準備金）」を加え、「第二十一条の十二第二項第五号」を「第二十一条の十一第二項第五号」に改める。

第二十七条の十八第一項